

第 7 号 議 案

令 和 7 年 5 月 26 日
任 用 給 与 課

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

地方公務員法第5条第2項に基づき、令和7年5月26日付7議事第46号をもって東京都議会議長より照会のあった議案（別添）に係る意見については、下記のとおり回答する。

記

議 案 名	
1	第168号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
2	第169号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
3	第172号議案 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
意 見	
異議ありません。	

1 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員の育児休業等に関する法律（以下、「育児休業法」という。）の一部を改正する法律等の施行に伴い、部分休業の拡充等のため、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容
<p>部分休業</p> <p>第14条 第1項 第2項</p> <p>第14条の2（新設） 第14条の3（新設） 第14条の4（新設） 第14条の5（新設）</p>	<p>【部分休業の拡充】</p> <p>※部分休業：小学校就学までの子を養育するため、勤務時間の一部を勤務しないことができる制度</p> <p>○現行の1日当たり2時間の範囲内で取得できる形態について、勤務の始めと終わりに限定されず取得できるようにすることに加え、新たに1年に10日の範囲内で、1日当たりの上限時間数なく取得できる形態を設け、年度ごとに、いずれかの形態を選択可（第14条～第14条の4）</p> <p>（現行） <u>勤務時間の始めと終わりにおいて</u>、1日当たり2時間の範囲内で、30分を単位として取得可</p> <p>↓</p> <p>（改正後） 次のいずれかを選択可</p> <p>①1日当たり2時間の範囲内で、30分を単位として取得可（<u>勤務の始めと終わりに限定されず</u>）…第1号部分休業 ※育児休業法第19条第2項第1号</p> <p>②1年に10日（常勤職員：77時間30分）の範囲内で、1日当たりの上限なく、原則1時間を単位として取得可…第2号部分休業 新設 ※育児休業法第19条第2項第2号</p> <p>○配偶者等が負傷又は疾病により入院したことなどにより、子の養育に著しい支障が生じる場合、上記第1号と第2号の部分休業を変更可（第14条の5） 新設</p>
<p>妊娠、出産等の申出があった場合における措置等</p> <p>第17条 第3項（新設） 第4項（新設） 第5項（新設）</p>	<p>【妊娠、出産等についての申し出があった場合における措置】</p> <p>○任命権者は、妊娠、出産等の申出をした職員に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。（第17条第3項） 新設</p> <p>① 育児と仕事の両立支援制度又は措置の周知</p> <p>② 出生時両立支援制度等の請求等に係る職員の意向確認</p> <p>③ 子の心身又は家庭の状況に起因して発生又は発生することが予想される家庭生活と職業生活との支障となる事情の改善に資する事項に係る職員の意向確認</p> <p>○3歳に満たない子を養育する職員に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。（第17条第4項） 新設</p> <p>①育児と仕事の両立支援制度又は措置の周知</p> <p>②育児期両立支援制度等の請求等に係る職員の意向確認</p> <p>③子の心身又は家庭の状況に起因して発生又は発生することが予想される家庭生活と職業生活との支障となる事情の改善に資する事項に係る職員の意向確認</p>

	○任命権者は、上記により意向を確認した事項の取扱い当たっては、当該意向に配慮しなければならない。(第17条第5項) 新設
施行期日 附則第1項	令和7年10月1日
経過措置 附則第1項 附則第2項	○改正後の部分休業に係る請求は、施行の日前の令和7年7月1日より行うことができる。 ○令和7年度の第二号部分休業は、5日(常勤職員:38時間45分)とする。

2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

育児休業法の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、子育て部分休暇の拡充のため、所要の改正を行う。

項 該 目 目 文	内 容
子育て部分休暇 第17条の3 第1項	<p>【子育て部分休暇の拡充】</p> <p>※子育て部分休暇:小学校1年生から3年生までの子を養育するため、部分休業と同様に、勤務時間の一部を勤務しないことができる制度</p> <p>○部分休業と同様の制度拡充を行うため、規定を改正する。</p> <p>(現行)</p> <p>一日の勤務時間の<u>一部</u>について勤務しないこと</p> <p>↓</p> <p>(改正後)</p> <p>一日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>について勤務しないこと</p> <p>○具体的事項は、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」で規定</p>
施行期日 附則第1項	令和7年10月1日
経過措置 附則第2項	改正後の子育て部分休暇に係る請求は、施行の日前の令和7年7月1日より行うことができる。

3 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

「2」と同様の改正を行う。

7 議事第 4 6 号
令和 7 年 5 月 2 6 日

東京都人事委員会委員長
中 西 充 殿

東京都議会議長
増 子 ひ ろ き
(公 印 省 略)

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について（照会）

令和 7 年第 2 回定例会に提出のため、知事から送付された下記議案について、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 5 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 第 1 6 8 号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 第 1 6 9 号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 第 1 7 2 号議案 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

条 例 改 正 案 文 一 覧

～ 目 次 ～

- 1 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第百六十九号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年六月二日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号）の一部を次のように改正する。
第一条中「及び第二項の」を「から第三項まで及び第五項の」に改める。

第十三条第一号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削る。

第十四条の見出しを「（第一号部分休業の承認）」に改め、同条第一項中「部分休業」を「育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）」に、「次条」を「第十五条」に改め、「の始め又は終わり」を削り、同条第二項及び第三項中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（第二号部分休業の承認）

第十四条の二 育児休業法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつた

第百六十九号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

とき 当該残時間数

(育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間)

第十四条の三 育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、四月一日から翌年の三月三十一日までとする。

(育児休業法第十九条第二項第二号の条例で定める時間)

第十四条の四 育児休業法第十九条第二項第二号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分

二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

(育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情)

第十四条の五 育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更(以下「第三項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第十五条第一項及び第二項中「部分休業」を「育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業」に改める。

第十六条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第十六条 育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。

第十七条に次の三項を加える。

3 任命権者は、第一項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」

という。) に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 申出職員の育児と仕事との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

三 第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される家庭生活と職業生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

4 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象職員の育児と仕事との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される家庭生活と職業生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

5 任命権者は、第三項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならぬ。

附 則

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第二項第二号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和八年三月三十一日までの間における部分休業の承認を請求する場合にお

けるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十四条の四の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。

3 任命権者は、施行日前においても、改正後の条例第十七条第四項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五号）の施行等に伴い、部分休業を拡充するほか、所要の改正を行う必要がある。

第百六十八号議案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年六月二日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。
第十七条の三第一項中「一部」を「全部又は一部」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年七月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十七条の三に規定する子育て部分休暇に係る請求等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五号）の施行等を踏まえ、子育て部分休暇を拡充する必要がある。

第七百七十二号議案

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年六月二日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号）の一部を次のように改正する。
第十八条の三第一項中「一部」を「全部又は一部」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年七月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十八条の三に規定する子育て部分休暇に係る請求等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五号）の施行等を踏まえ、子育て部分休暇を拡充する必要がある。

条 例 改 正 新 旧 対 照 表

～ 目 次 ～

- 1 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項、第三条第二項、第五条第二項、第十条第一項及び第二項、第十四条（育児休業法第十七条において準用する場合を含む。）、第十四条並びに第十九条第一項から第三項まで及び第五項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条から第十二条まで（現行のとおり）</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第十三条（現行のとおり）</p> <p>一 勤務日数を考慮して、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）</p> <p>二（現行のとおり）</p> <p>(第一号部分休業の承認)</p> <p>第十四条 育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号の職員（以下「企業等職員」という。）及び地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員（以下「単純労務職員」という。）で企業等職員以外のものを除く。以下この条及び次条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、三十分を</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項、第三条第二項、第五条第二項、第十条第一項及び第二項、第十四条（育児休業法第十七条において準用する場合を含む。）、第十四条並びに第十九条第一項及び第二項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条から第十二条まで（略）</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第十三条（略）</p> <p>一 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）</p> <p>二（略）</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第十四条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号の職員（以下「企業等職員」という。）及び地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員（以下「単純労務職員」という。）で企業等職員以外のものを除く。以下この条及び次条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、三十分を</p>

び第十五条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)において、三十分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第十六条第一項若しくは第十七条の二第一項又は学校職員勤務時間条例第十七条第一項若しくは第十八条の二第一項の規定による育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない職員(企業等職員、単純労務職員で企業等職員以外のもの及び非常勤職員を除く。)に対する第一号部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第一号部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間(当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で行うものとする。

(第二号部分休業の承認)

第十四条の二 育児休業法第十九条第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業(以下「第一号部分休業」という。)の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき

単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第十六条第一項若しくは第十七条の二第一項又は学校職員勤務時間条例第十七条第一項若しくは第十八条の二第一項の規定による育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない職員(企業等職員、単純労務職員で企業等職員以外のもの及び非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間(当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で行うものとする。

(新設)

当該残時間数

(育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間)

第十四条の三 育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、四月一日から翌年の三月三十一日までとする。

(育児休業法第十九条第二項第二号の条例で定める時間)

第十四条の四 育児休業法第十九条第二項第二号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分

二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

(育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情)

第十四条の五 育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更(以下「第三項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与等の取扱い)

第十五条 職員(企業等職員、単純労務職員で企業等職員以外のもの及び非常勤職員を除く。)が育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十五号。以下「職員給与条例」という。)の適用を受ける職員にあつては職員給与条例第十四条第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき職員給与条例第十八条に規定する勤務一時間当たりの給料等の

(新設)

(新設)

(新設)

(部分休業をしている職員の給与等の取扱い)

第十五条 職員(企業等職員、単純労務職員で企業等職員以外のもの及び非常勤職員を除く。)が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十五号。以下「職員給与条例」という。)の適用を受ける職員にあつては職員給与条例第十四条第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき職員給与条例第十八条に規定する勤務一時間当たりの給料等の額の合計額を減額して、学校職員の給

額の合計額を減額して、学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「学校職員給与条例」という。）の適用を受ける職員にあっては学校職員給与条例第十六条第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき学校職員給与条例第二十条に規定する勤務一時間当たりの給料等の額の合計額を減額して給与を支給する。

2 非常勤職員が育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、当該職員に支給する報酬の額（職員給与条例第十二条に規定する通勤手当に相当する額を除く。）のうちその勤務しない時間数に相当する額を減額する。

（部分休業の承認の取消事由）

第十六条 育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五條第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。

（妊娠、出産等についての申出があつた場合における措置等）

第十七条 （現行のとおり）

2 （現行のとおり）

3 任命権者は、第一項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 申出職員の育児と仕事との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

三 第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される家庭生活と職業生活と

与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「学校職員給与条例」という。）の適用を受ける職員にあっては学校職員給与条例第十六条第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき学校職員給与条例第二十条に規定する勤務一時間当たりの給料等の額の合計額を減額して給与を支給する。

2 非常勤職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、当該職員に支給する報酬の額（職員給与条例第十二条に規定する通勤手当に相当する額を除く。）のうちその勤務しない時間数に相当する額を減額する。

（部分休業の承認の取消事由）

第十六条 第十条の規定は、部分休業について準用する。

（妊娠、出産等についての申出があつた場合における措置等）

第十七条 （略）

2 （略）

（新設）

の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員
の意向を確認するための措置

4| 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員（以下この項に

において「対象職員」という。）に対して、人事委員会の承認を得
て東京都規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければ
ならない。

一| 対象職員の育児と仕事との両立に資する制度又は措置（次号
において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を
知らせるための措置

二| 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認
するための措置

三| 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する
対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが
予想される家庭生活と職業生活との両立の支障となる事情の改
善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

5| 任命権者は、第三項第三号又は前項第三号の規定により意向を
確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければ
ならない。

第十八条及び第十九条（現行のとおり）

（新設）

（新設）

第十八条及び第十九条（略）

改正案	現行
<p>第一条から第十七条の二まで（現行のとおり） （子育て部分休暇）</p> <p>第十七条の三 任命権者は、九歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第三学年を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日までの間にあつた子を養育する職員（育児短時間勤務職員等又は育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けることができる職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（次項において「子育て部分休暇」という。）を承認するものとする。</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第十七条の四から第二十条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第十七条の二まで（略） （子育て部分休暇）</p> <p>第十七条の三 任命権者は、九歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第三学年を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日までの間にあつた子を養育する職員（育児短時間勤務職員等又は育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けることができる職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、一日の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「子育て部分休暇」という。）を承認するものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第十七条の四から第二十条まで（略）</p>

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第十八条の二まで（現行のとおり） （子育て部分休暇）</p> <p>第十八条の三 教育委員会は、九歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第三学年を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日までの間にあつて子を養育する職員（育児短時間勤務職員等又は育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けることができる職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（次項において「子育て部分休暇」という。）を承認するものとする。</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第十八条の四から第二十一条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第十八条の二まで（略） （子育て部分休暇）</p> <p>第十八条の三 教育委員会は、九歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第三学年を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日までの間にあつて子を養育する職員（育児短時間勤務職員等又は育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けることができる職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、一日の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「子育て部分休暇」という。）を承認するものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第十八条の四から第二十一条まで（略）</p>